

社会福祉法人上士幌福寿協会

令和6年度

事業計画(案)



【はじめに】

令和6年度は、「第5期中期経営計画（2021年度～2025年度）」の4年目として、これまでの中間検証を行ったうえで、それに基づきながら最終年度に向けた取組みが必要になる非常に重要な一年間になります。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが昨年5月に5類に移行され、社会は徐々にコロナ禍前の生活に戻りつつありますが、高齢者の方々と関わる私たち法人は依然として面会や外出の制限など、継続した予防対策の徹底と危機管理の強化に取り組んでおり、令和6年度も様々な制限がある中で出来ることを模索していく一年間になることが予測されますが、第5期中期経営計画の目標が達成できるよう努力を続けてまいります。

事業継続計画（BCP）の策定が令和6年度からは義務化されますが、折しも令和6年1月1日に石川県で能登半島地震が発生いたしました。犠牲になられた方々にお悔やみと、被災された方々やご家族、関係者の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、当法人においても災害訓練や事業継続計画の検証の重要性を再認識いたしましたので、引き続き安全管理・リスクマネジメントの管理の強化を実施してまいります。

令和6年度は介護報酬改定が行われますが、「地域包括ケアシステムの深化・推進」として利用者に対する質の高いケアマネジメントやサービスの提供が推進されるとともに、「働きやすい職場づくり」として介護職員の処遇改善や、生産性の向上を通じた働きやすい職場づくりの取組が推進される改定となりました。

当法人では入居者の重度化が進み、今まで以上に介護に人手と技術や知識が必要になっていますが、介護サービスの質の向上と職員の処遇改善の両立に取り組んでまいります。

人材については、令和6年度も引き続き「確保」・「定着」・「育成」強化の視点で、無資格・未経験者の方も安心して働ける研修体制の充実と、処遇改善や人事考課を行い働き甲斐のある職場づくりに努めるとともに、法人研修の他にも積極的に外部研修等に派遣して職務能力の開発及びリーダー層の育成を進めてまいります。

令和5年7月に、フィリピン国から2名の介護職員を特定技能制度により雇用いたしましたが、最長5年間で帰国となるため在日中に次の外国人介護職員を新たに雇用し、その後も切れ目なく一定数の外国人介護職員が勤務できるよう、準備を進めてまいります。昨年来日した2名が初めての日本で安心して働き続けることができることで今後の継続した受入につながることを意識し、今後も必要な支援を行ってまいります。

入居者・利用者様の自立支援・重度化防止については、日頃より積み上げたICTデータの活用と、職種間の連携を深めながら適切なサービスの提供を推進してまいります。

最後になりますが、単身高齢者の増加やヤングケアラーなど、地域課題はより一層多様化、複雑化してきており、制度では対応できない福祉ニーズが増えてきております。社会福祉法人の使命である地域における公益的な取り組みを推進し、求められるニーズに迅速かつ組織的に取り組みます。当法人は今まで以上に「地域とともに」を意識しながらその役割を果たしてまいります。

1【法人理念】

『利用者本位のサービス提供と自立支援を目指して』

2【基本方針】

- 介護予防および介護サービスを必要とする高齢者と家族が安心して利用できる事業所を目指します。
- 介護サービスを必要とする高齢者と家族が地域で自立した生活を営むことができるよう支援します。
- 個人の尊厳を確保し、質の高い介護サービスを提供するよう努めます。
- 支え合う地域福祉増進に寄与するよう努めます。
- 人づくりが良質な介護サービスの提供に不可欠であることを認識し、そのための努力を行います。
- 無駄のない効率的な経営と安定した経営が確立できるよう努めます。

3【経営方針】

- 1 魅力ある利用者サービスの提供
 - ・利用者の小さな変化や声を敏感に感じ取り、福祉サービスの開発・改善に継続的に取り組み、安全で信頼のおける福祉サービスを提供します
 - ・リスクマネジメントを強化し、安心して安全な体制を構築し、非常時対策を講じます
 - ・法令を尊重し、丁寧な福祉サービスを提供します
- 2 地域社会との連携
 - ・地域のニーズに耳を傾け、求められる福祉サービスを育みます
 - ・垣根のない施設として、地域に開かれた施設を目指します
 - ・ボランティアの皆さんに経験や専門能力を活かしていただき、地域福祉の向上に向けて共に歩みます
- 3 確実な人材確保と人財の育成
 - ・福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じるとともに、福祉の仕事の啓発のための情報発信を行います
 - ・福祉サービスの発展のため、働きやすい職場や働きがいのある職場づくりに取り組みます
 - ・経営理念に基づき、めざす法人経営を実現するため、人財マネジメントシステムを構築します
- 4 絶えず進化する組織づくりと経営基盤の確立
 - ・職員誰もが、自らの役割をよりよく遂行するため、専門能力とマネジメント能力を磨きます
 - ・多様な福祉サービスの一体的運営により、知識・経験の交流を通じた組織学習と運営の効率化を進めます
 - ・公正かつ透明性の高い効果的な経営の観点から、健全な財務規律を確立します

4【行動指針】

- 1 人権の尊重
 - ・利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質且つ安心・安全なサービスの提供に努めます
- 2 サービスの質の向上
 - ・常に利用者の立場に立って良質且つ適切な福祉サービスを提供するよう努めます
- 3 生活・ケア環境の向上
 - ・良質且つ安心・安全なサービスの提供を実現するため、利用者の生活環境・ケア環境の整備に努めます

4 地域社会との関係の継続

- ・利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係が継続され、更に促進されるよう支援します

5 地域福祉の推進

- ・地域における福祉システムの構築に主体的に関わり、多様な関係機関、組織、個人との連携・協働を主導して地域の福祉課題に取り組みます

6 説明責任の徹底

- ・利用者、地域とのコミュニケーションを図るとともに、積極的な情報開示、情報提供等に努め、説明責任を果たします

5【法人全体の事業計画】

第5期中期経営計画の4年目となる令和6年度は、これまでの経験を糧に将来に向けてより良いサービスを確かなものとしていく必要があります。

福祉事業者として目指すべきことは、「良質な福祉サービス」の提供です。「介護すること」を目的とするのではなく、「人生」という文脈の中で利用者の「介護」を考え、「人生の支援をすること」を目的として事業を展開していくことが大切です。

町民誰もが“住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるような地域づくり”を進めるため、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するとともに、サービスの担い手でもある人材の確保と育成・定着に取り組み、その結果として、継続可能な安定した事業運営を行なってまいります。

また、事業所間の情報の共有、連携を密にし、職員同士が学びあい、高めあえる場を設け、その結果として、職員が自ら動く組織づくりを進めます。

(1) 法人運営

「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性向上」「財務規律の強化」など、社会福祉法人の使命と役割を再確認し、地域福祉の担い手として、地域の多様なニーズに対応した専門的かつ質の高いサービスの提供、安心して暮らせる地域づくりを掲げ、法人と施設・事業所の効果的で適正な経営を図るとともに、関係機関との連携、ネットワークの構築を進めます。

地域でのサービス専門性を高め、事業を運営する各施設の個別性を発揮しながら”笑顔と思いやり”・”感謝の気持ち”をもって、利用者・ご家族、地域の皆さんへのきめ細やかなサービスを展開してまいります。

(2) 施設運営

各運営施設においては「利用者・ご家族の満足度を上げる」ことを念頭に置き、「法人理念」と「基本方針」や、経営方針や行動指針に基づく事業計画案に沿って、施設並びに職種間の連携を重視し、各事業所が一体となり、適切なサービスの提供を行いながら、常に見直す姿勢とチェック機能の充実を図ります。

(3) 人材の確保・育成の強化

介護の質の維持向上及び事業の展開を図るためには、戦略的な人材確保と育成が必要となっています。今まで以上に採用活動を強化するとともに、職員のキャリアアップに繋がる研修の実施と職員定着率の向上のため職員の公正な勤務評価を行うとともに、ハラスメント・メンタルヘルスに関する研修及び対策を行い、魅力と働き甲斐のある職場づくりを進めます。

人材育成については、職場内教育として教育力・指導力を強化することを課題とし、実践に努めます。就業意欲の維持向上の方策として新任職員に対する指導・支援状況の確認・バックアップ及び既存職員の勤務状況・業務内容を把握し、個人及びチームとしての接遇・技能の向上とともに、職員間のコミュニケーション・話し合いによるチーム力を高め、より良い職場づくりを進めます。

(4) 地域社会との連携

事業所毎の特性・特色を活かした施設機能等の地域還元や社会福祉法人の使命に照らした社会貢献活動を行うとともに、法人の各種事業のノウハウ及び人材を活用し、法人ができる公益的活動を企画し推進するよう努めます。

また、法人施設を活用し、利用者、ご家族及び地域住民の皆様に参加いただき、楽しく交流できる行事を企画します。

6 【法人本部事業計画及び重点目標】

法人が運営する各サービス事業所が、利用者様やご家族様等に満足いただける質の高いサービスを提供できるよう、また、そこで働く職員が安心できる労働環境のもと、やりがいと生きがいをもって仕事ができるよう基盤づくりを行い、その結果として安定した経営が行えるようにPDCAサイクルの確立に取り組みます。また、感染症や大規模災害など様々なリスクに対応できる体制に取り組みます。

1. 人材の確保

- (1) 職場説明会への参加や学校訪問等を行い、法人の魅力をアピールします。
- (2) ホームページ内を充実させ、法人の魅力をアピールします。
- (3) 離職者の離職理由の考察を行い、働き続けたい職場作りを目指します。
- (4) 今後の定年退職者数を踏まえた年次採用計画を樹立します。
- (5) 外国人介護職員が安心して働き続けることができるよう、所属事業所や生活支援委託業者と連携し必要なサポートを行い、今後の切れ目のない継続した雇用状況を目指します。

2. 質の高い福祉サービス提供のための人材育成

- (1) 人事考課の運用に向け、年間スケジュールに沿った計画を実施していきます。
- (2) キャリアパス体系に沿った、法人研修計画を樹立します。
- (3) 法人研修等を通じ、他事業所職員同士が交流できる場を増やします。

3. 効率的な運営体制による安定経営

- (1) 各事業所の月次収支状況の把握が明確にできるような業績検討を行い、収支改善に向けた協議と取り組みを実施します。
- (2) 経費の削減に向けて、WEBバンキングの導入について調査を行います。
- (3) 補助金を活用して、施設支援グループの設備の一部改修を行います。

4. 法人経営におけるリスクマネジメント

- (1) 2か年連続で赤字決算となっているため、解消に向けた協議を行います。
- (2) 防災計画に基づく各種訓練を実施し、事業継続計画（BCP）の随時見直しを行います。

5. 施設改修計画等の検討と方向性の共有

- (1) 施設改修について、全体的な計画（スケジュール）を検討するとともに、先進施設の視察等を行い具体的な方向性の共有を図ります。

6. 地域における公益的な取り組みの実施

- (1) 法人事業や懇談会等とおし地域における法人の認知度を高め、地域に開かれた施設を目指します。
- (2) ボランティアの受入れや運営を通じ、地域住民と法人の関係性の強化を図ります。

7. 法人全体の研修会・行事等の計画

(1) 役員研修

	内 容	参 加 者
2回/年	十勝社会福祉施設経営者懇談会主催研修会への参加	理事、監事
必要時	施設改修に係る先進施設の視察	理事、監事、職員
必要時	道社協、税理士法人等が実施する役職員研修	役員、評議員、職員

(2) 職員研修・全体会議

実施月	内 容	講 師	参 加 者
5月	法令順守・リスクマネジメント	外部講師	全職員
7月	ハラスメント	外部講師	全職員
9月	法人実践発表会	在宅支援グループ	全職員・役員・評議員・運営推進委員
11月	メンタルヘルス	外部講師	全職員
随時	認知症	各グループ職員	各グループ全職員

随時	看取り	各グループ職員	各グループ全職員
随時	身体拘束・虐待	各グループ職員	各グループ全職員
随時	感染症対策	各グループ専門職	各グループ全職員
2月	救急救命講習	消防職員	3年毎の受講（全職員）
3月	年度末全体会議		全職員

(3) その他の職員研修

実施月	内 容	参 加 者
定期開催	看護師連絡会	各グループ看護職
定期開催	介護支援専門員連絡会	各グループ介護支援専門員
9-1月	介護福祉士受験対策講座	受講を希望する職員
随時	介護支援専門員受験対策	受講を希望する職員・法人が選定した職員
随時	採用者に対するエルダーフォロー	新規・中途採用職員（配属事業所で実施）

(4) 法人行事

実施月	内 容	参 加 者
6月	行方不明者捜索訓練	全職員
7月	7区町内会合同避難訓練	全利用者、全職員、7区各班長
9月	花火大会	全利用者、全職員
11月	自然災害想定避難訓練	全職員
11~12月	イルミネーション点灯	ボランティア(ほっこり仲間の会実施事業)

7 【施設支援グループ事業計画及び重点目標】

【特別養護老人ホーム上土幌すずらん荘（ショートステイ）】

利用者個々の尊厳と人格を尊重し、自立支援を目指したケアを実践することで、心身機能の低下を防ぎ、利用者が日常において気力を持って活動的な生活が送れるように支援します。

また、情報の共有化を図ることで、各職種と協力・連携したチームケアを展開し利用者と利用者家族のところに寄り添えるケアを目指します。

<介護関係>

1. 個別ケア

(1) 接遇や認知症ケアに重点を置いた勉強会を行い、個々にあったケアを提供します。入居者の方の興味のあることを探り楽しみのある生活を送ることができるようにしていきます。

2. 職員の育成

(1) 外国人労働者の育成として、業務指導の計画と定期的な日本語のサポートや入居者や職員間のコミュニケーションの橋渡しを行い、スムーズに業務ができるようにしていきます。

(2) 入職者の経験年数の有無に合わせ、業務指導や定期的な上司との面談を行っていきます。

3. 重度者ケア・看取り介護

(1) ADL 低下がみられる利用者について医師や他職種と連携し穏やかな看取りに繋げていきます。

(2) 重度化による介護の負担を軽減するため移乗ツールの導入や介助方法の検討工夫をし、入居者、職員ともに安心かつ安全な介助ができるようにしていきます。

<看護関係>

1. 健康状態の管理・維持・増進

(1) 毎日、体温等の状態のチェックを行い、体調不良時は、随伴する症状も確認し、すみやかに医師に連絡し重症化しないよう、早期治療に繋げていきます。

(2) 健康診断により、医師と現状の利用者の体調の把握に努めます。

(3) 健康の維持、増進のため、また、拘縮予防のために機能訓練を行っていきます。

2. 感染予防と衛生管理

(1) 室温調整・換気に気を配り、通院等で外出する際のマスクの着用、外出後の手洗い・うがい等を励行し、入所者及び職員の感染予防に努めます。

(2) 感染症状がある場合には、その感染症に応じた情報収集を行い、発生状況の把握により医師と連携して隔離や医療処置を行い、感染拡大防止に努めます。

<介護・看護共通>

1. 褥瘡ケア

(1) 他職種連携を通して発症予防と早期発見に努めます。皮膚の発赤が持続する時は、除圧・皮膚の保護を行います。褥瘡発生時には医師の指示のもと適切な処置・除圧をして悪化の防止に努めます。

(2) 皮膚発赤等の褥瘡になる前兆が見られた時には、座位時・臥位時の除圧を行っていきます。

又、栄養状態の観察を行い、多職種と連携して対応していきます。

<相談関係>

1. 入所者処遇・相談援助

(1) 多職種と協働しながら入所者の状態を把握し、変化があった場合には都度家族に報告します。体調変化時、医師の説明を希望される場合は医師に繋げ、より家族が納得できる支援につなげていきます。

(2) 家族への近況報告をライン機能の活用で写真や動画も交え行い、状況に応じて面会も案内しながら、入居者と家族が可能な限り交流できるよう対応します。

<栄養関係>

1. 質の高い食事の提供

- (1) 食べる機能が低下してもおいしく安全に食べることができ、楽しみと必要栄養量を満たせる食事を提供します。

2. 適切な衛生管理

- (1) 大量調理給食施設として厨房内の衛生基準の遵守と、職員個人の健康管理を徹底します。指摘を受けた厨房内の修繕を計画します。

3. 情報の共有と提供

- (1) 食事時の様子を見る、介護員より情報提供を受けるなど、利用者の喫食状況をつかみ、嗜好や食形態を献立に反映させていきます。

【ショートステイ】

利用者一人一人の意志及び人格を尊重し、在宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮し、利用者の心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、住み慣れた在宅での生活が継続できるように取り組みます。また、利用者がショートステイ利用中に職員や他利用者・入所者相互に社会的関係を築き、その人らしい生活が送れるよう支援します。

1. 在宅生活の継続支援

- (1) 在宅の高齢者の生活を支えている家族の負担軽減を目指します。居宅介護支援事業所や関係機関から情報を得て、本人や家族の希望に沿ったサービスを提供していきます。

2. 利用者の緊急時の受け入れ

- (1) 介護者の体調不良、慶弔時の不在や、利用者のADLが低下し在宅生活の継続が難しくなった時には各関係機関と協力・連携しレスパイトや緊急の受け入れに対応します。

8【在宅支援グループ事業計画及び重点目標】

【通所介護事業所】

在宅生活が長く継続できるよう身体機能の維持、低下予防に努め、楽しみや生きがいを持てるサービス提供を目指していきます。また利用者の状態の小さな変化にも気づき、他事業所との連携、情報発信源となれるように努めます。本人のみならず家族等の介護負担や新たな困りごとがないか確認し、無理のない在宅介護の継続が支援できように取り組んでいきます。

1. 利用者・家族への援助

- (1) 利用者の希望に応じた内容の運動が反映できるよう対応し、また能力に応じた運動が実施できるよう目指していきます。急な病院受診等による欠席時にも振替利用を提案し、サービスが途切れなく提供できよう対応します。
- (2) 家族とは日々の送迎時において、在宅時の状況変化や利用中の状況について情報交換を密にします。また家族の介護負担増等がないか確認し、必要に応じて個別訪問や家族懇談会を実施するなどして担当の介護支援専門員と情報共有しながら在宅生活をサポートしていきます。
- (3) 利用中のサービスで完結するのではなく、在宅時も楽しみや生きがいを持てるよう支援していきます。

2. 情報共有と資質向上

- (1) 利用者の全体像を捉えることに努め、他事業所との互いの情報を共有していくことで総合的なケアの方向性を見出せるよう取り組んでいきます。
- (2) リハビリや介護予防に対しての勉強会を積極的に取り入れていきます。また職員との面談をとおして個々の経験年数や職務分掌に基づいて目標設定を行い、個々の資質向上に努めます。
- (3) 送迎時における事故や交通違反がないよう、定期的にマニュアルの見直しと毎月の会議内にて啓発し事故防止等に努めます。

3. 地域社会への情報発信

- (1) ボランティアの受け入れを積極的に行ない、デイサービスへの理解と口コミが広がっていくようにします。また広報誌やホームページを活用し、行事や活動内容などを知っていただけるよう地域や家族に情報発信します。

4. リスクマネジメントへの取り組み

- (1) 施設内の環境や利用者の身体状況、認知症状に変化がないか、小さな変化にも気づけるようにし事故防止と環境整備に努めます。またヒヤリハットや勉強会をとおし予防対策と知識向上につなげていきます。

【訪問介護事業所】

利用者の尊厳と基本的人権を尊重し、専門職としての自覚を持って、利用者が安心して自立した在宅生活が営めるよう、身体介護及び生活援助を支援します。利用者の立場に立ったサービス提供を適切に提供することにより、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援します。また医療等関係機関との連携を強化し、地域福祉に貢献できるよう努めます。

1. 適切なサービス提供

- (1) 在宅生活での自立支援に沿えるよう個々の生活習慣や生活歴を尊重し、生活の維持、健康状態の改善が図れるよう支援していきます。
- (2) 訪問時に毎回バイタル計測を行ない利用者の健康管理を行ないます。また利用者の身体状況や生活環境の変化に気づけるよう記録だけでなく、ミーティングにおいても深めていきます。

2. 情報共有と資質向上

- (1) 利用者個々の病気の症状や身体状況、生活状況を把握し、カンファレンスをとおして情報共有と改善が図れるよう実施していきます。

(2) 質の高い介護サービスを提供できるよう定期的に介護技術や知識向上に繋がる勉強会を実施します。また職員の個々の業務に問題がないか定期的に職員面談や同行訪問することで資質向上に努めます。

3. 家族・関係機関との連携

(1) 訪問時の変化に職員一人一人が気づけるよう日々の情報交換を密にして、必要に応じ家族や介護支援専門員と協力しながら、安心した在宅生活を送れるよう連携を深めていきます。

(2) 遠方にいる家族に対しては安心できるよう必要に応じて、定期的に連絡を行ない信頼関係の構築に努め、家族と共により良いサービス提供が行えるよう相談や提案をします。

4. リスクマネジメントへの取り組み

(1) 訪問時に利用者の健康状態及び身体状況の変化、利用者宅での環境について危険な箇所がないか観察し、職員間の情報共有を図ることで未然に事故が防げるよう対応します。また安全運転を徹底し、車両事故防止と事故を防止するための具体的な対策や再発防止を毎月の会議において話し合っています。

【居宅介護支援事業所】

高齢者一人一人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう医療・介護の連携を図り、その人らしい生活を支援できる事業所を目指していきます。

また、地域包括ケアシステムの考え方にに基づき、在宅生活を支援するためのサービスの充実を図り、利用者本位の質の高い支援ができる地域になるよう貢献します。

1. 在宅生活継続への支援

(1) 在宅で介護が必要となっても、利用者が可能な限り自分の持てる力を活用して、自立した生活ができるように支援します。そのために、自立支援と重度化予防の視点を持ったケアマネジメントを行います。

(2) 専門知識を活かし、町の認知症カフェ等の活用や法人独自の介護相談会により、気軽に相談ができる体制を整えます。日常の介護相談だけでなく、介護離職やヤングケアラーの孤立を未然に防止することも目的とします。あらたに、介護予防事業も積極的に受け入れし、健康で快適な在宅生活を継続できるように支援します。

2. 介護支援専門員の資質向上

(1) 年々深刻化する高齢化社会の課題解決のため、介護保険制度は改正を繰り返してきました。その社会情勢に合う最適なサービスを提供できるよう、常に必要な最新情報を収集し内容を把握するよう努めます。

(2) 介護保険法に基づいて事業所運営の自己点検・評価を行い、業務内容を見直し資質向上に繋がります。

(3) 法人内の介護支援専門員連絡会において、定期的に勉強会や事例検討を行ない介護支援専門員としての質の向上を目指します。

3. 関係機関との連携・協働

(1) 地域ケア会議に参加し、地域の情報収集や他事業所との連携を図ります。他事業所、多職種との連携を密にし、介護保険サービスだけにとどまらずそれ以外の医療・福祉・社会保険制度のサービスや地域の社会資源の利用についてもコーディネートできるよう努めます。

また、困難事例や独居、高齢世帯、認知症の利用者等について、関係機関と情報を共有し問題解決に努めます。

9 【地域支援グループ事業計画及び重点目標】

【地域密着型特別養護老人ホームこまくさ苑】

「ひとりひとりの生活習慣や好みを尊重し、今迄の生活を継続できる様なケアを行なう」という、ユニットケアの理念に沿ったケアを行ないます。入居者、家族が満足できるケアを提供し、個々の介護技術・知識を向上させるため内部・外部の研修に積極的に参加し、サービスの質の向上を図り各職種と連携したチームケアを展開していきます。

<介護関係>

1. 個別ケアの確立

- (1) 日々の関わりの中から得た情報を共有し、アセスメントをしっかりと行ない一人一人に必要なプランを作成し、実践していきます。
- (2) 見守りセンサー導入により夜間帯の利用者の動きを把握することで、今まで介入できていなかった関りができるためピンポイントで関われるよう対応していきます。

2. 重度者ケア・看取り介護

- (1) 状態の変化に気付きその都度ケアの方向性を出し対応していきます。
- (2) 看取り期に入った際は必要に応じてカンファレンスを行ない情報共有していきます。
- (3) 他職種、嘱託医、家族との連携を密にとり本人が穏やかに最期を迎えられるよう対応します。
- (4) 看取り後、自分たちが行った対応を振り返り次に繋がるよう深めていきます。

3. 認知症ケア

- (1) 現場でのOJTを通して認知症ケアの理解を深めます。
- (2) 内部・外部研修に参加し知識の向上を図ります。
- (3) 認知症の分類を理解し、その症状にあった対応を実践していきます。

4. 働きやすい職場作り

- (1) 一人で抱え込まないよう話しやすい雰囲気作りに努めます。
- (2) 新規採用職員については、現場での困りごと等都度聞き取り、不安が無いよう対応します。
また、共有できることについては職員間で共有し、事業所全体で育成できる状況を作っていきます。

<看護関係>

1. 適正な健康管理

- (1) 定期健康診断や毎日のバイタル測定時に表情や会話等の様子から体調を把握し、異常の早期発見につとめます。

2. 感染予防と衛生管理

- (1) 感染予防対策に係る研修会の実施や、室温調整・換気・手洗い・うがい等の励行を推進し、入所者及び職員の健康管理の徹底を図ります。

3. 褥瘡予防対策

- (1) 褥瘡リスクのアセスメントを行い、体位や除圧の方法等を介護職員と共有します。
- (2) 褥瘡発生の際には嘱託医、介護職員と連携し適切な処置を行います。

4. 終末期ケア

- (1) 本人の状態を嘱託医に適時報告し苦痛なく安楽に過ごせるよう介護職員と連携していきます。
- (2) 家族の不安や想いに寄り添いサポートしていきます。

5. 知識の向上と医療的ケア

- (1) 看護師連絡会、外部研修に参加し、知識と技術の向上に努めます。

6. 健康の維持・増進

- (1) 疾患や加齢による変化を考慮したうえで無理なく楽しくできる運動を日常生活に取り入れ

身体機能の低下を予防します。

<相談部門>

1. 入所者処遇、相談援助

- (1) 利用の際、面接を通し、本人・家族、又は、その他関係機関より情報を聞き取り、安心して利用できるよう、多職種と情報を共有し対応いたします。
- (2) 入居の意向確認の声掛けを早めに行いスムーズに入居できるよう支援していきます。

<家族・地域関係>

1. 家族及び地域住民との関わり

- (1) 夏祭りへの招待により交流を深めます。
- (2) 利用者の方と一緒に町の行事へ積極的に参加していきます。
- (3) オンラインの活用、広報によりご家族に近況報告をしていきます。

【認知症高齢者グループホームむかし館・むかし館くつろぎ】

少人数でこまかに関わることができることを活かし、ひとりひとりとしっかり向き合い少しの変化にも気づき対応できるよう情報共有を行い、統一した対応を目指します。

少しでも健やかに過ごしていただけるよう日々の状態の把握を行い、早期発見に努め医療と連携していきます。

家庭的な雰囲気の中ゆったりと安心してその人らしく暮らしていただけるよう関わり、ご家族との関係作りも密にしていけるよう努めてまいります。

1. サービスの質の向上を図る。

- (1) 利用者中心となるような関わり方や過ごし方を工夫していきます。
- (2) 見守りセンサーの活用、タブレットの記録などから利用者の方の状況を把握し、随時ケアの見直しをしていきます。
- (3) 現場でのOJT、面談、研修への参加を実施しスキルアップに努めていきます。
- (4) グループ内にて勉強会を実施し、現場での振り返りを行います。

2. 働きやすい職場環境を整える。

- (1) 職員同士協力しながらコミュニケーションを多くとっていきます。

3. 家族・地域住民との関わり

- (1) 奇数月に個人向け広報を発送し、必要時はホームの状況も伝えていきます。
- (2) 電話や面会時など随時ご家族へ近況の報告、相談をしていきます。
- (3) 利用者の方と一緒に町の行事や外出に出かけます。
- (4) 夏祭りへの招待により交流を深めます。

【小規模多機能型居宅介護まつば】

可能な限り自立した生活を送る事が出来るように自立支援を基本とし、利用者様の有する能力を発揮した在宅生活が送れるように支援する。緊急時には柔軟に対応し、ご家族様の介護休養、介護負担の軽減に努める。

1. 利用者の居宅生活継続の支援

- (1) 利用者一人ひとりの状況に合わせ支援内容を見直し、「通い」「泊り」「訪問」を組み合わせ、在宅生活を支えていきます。
 - ① 「通い」については利用者同士の交流、レクリエーション、趣味活動の継続等により楽しみを持ってもらえるよう取り組んでいきます。
 - ② 「泊まり」については緊急性や生活環境を見極め利用開始し、安定した状態で自宅へ戻れるよう支援します。

- ③ 「訪問」については在宅生活が継続できるよう支援することは勿論、普段との変化等に気付き情報を共有し、支援内容の見直し対応していきます。
- (2) ご家族、その他関係機関、民生委員などと情報を共有し地域で支える対応を致します。
- (3) 在宅生活が困難な状況になってきた際は、家族と相談し施設入居等に繋げる支援をしていきます。
- (4) 各関係機関と情報を共有し新規利用者を積極的に受け入れていきます。

2. 家族・地域社会との交流

- (1) 利用者の方については、地域での行事等に積極的に参加していきます。
- (2) 法人内の介護支援専門員と協力し、地域住民に向けて介護相談会をおこない、困った時に利用に繋がられるようニーズの掘り起こしをおこないます。
- (3) 夏祭りへの招待により交流を深めます。

3. 利用者の安全の確保、健康管理、衛生管理

- (1) サービス利用時については、バイタル測定を行い健康管理に努めます。
- (2) 感染症対策を徹底し予防に努めます。
- (3) 福祉用具の活用を検討し、在宅で安全に過ごせるよう対応いたします。
- (4) 医療機関との情報を共有し在宅生活を支えています。

【地域支援グループ共通計画】

1. 運営推進会議を開催し、意見交換を活発にしていきます。

開催月	会議等内容
令和6年 4月	令和6年度地域支援グループ事業計画・収支予算
6月	令和5年度地域支援グループ事業報告・収支決算状況
8月	地域支援グループ行事（夏祭り）
9月	法人実践発表（在宅支援グループ）
10月	避難訓練・行方不明捜索訓練等の参加
令和7年 2月	運営推進会議次年度予定及び地域支援グループ運営に関する意見等

2. 「裏めし屋」を通して地域の方との交流を図ります。